

兵庫県立小野高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立小野高等学校

1 学校の方針

生徒と教職員が一体となり、理想の人間像を追求し、生きる力と学ぶ力を身に付けていくことを目的としている。

そのためにまず、校是である「明・浄・直」を礎とする基本的生活習慣の確立と、生活三原則「挨拶励行・時間厳守・清掃徹底」を日々の指導の中心に据えている。

また、「教育は人なり」といわれる。生徒一人ひとりが生き生きと学び、心身共に成長する環境を作るために、熱意ある教育実践と真摯なる研修を積み重ねていく教職員の集団づくりを図り、本校の更なる発展を目指している。

そして、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けての日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校では人権ホームルームを「生き方ホームルーム」と称し、長年にわたり、各学年3年間を1サイクルとして計画的に実施している。各種の人権映画会・講演会のほか、第1学年では「身近な人権学習を通して社会における自らのあり方を見つめる（年間6回）」、第2学年では「人権の歴史学習を通して社会と自らのあり方を見つめる（年間6回）」、第3学年では「就職・結婚差別を通して将来に向けて自らの生き方を考える（年間5回）」をテーマに「生き方ホームルーム」を実施している。

また、全教職員を3班に編成し、各ホームルームの実施に際して事前研修会を催し、ホームルームの内容や生徒への伝達方法などの研修に努めている。生徒には熟考された内容が本質をはずすことなくアプローチされ、人権意識の向上につながっている。また、学年末には各学年毎に実践発表を行うなど、教職員自らの人権意識を様々な角度から磨き上げ、生徒を導いていくにふさわしい人権意識の研鑽に努めている。

このように、日々の地道な積み重ねにより、本校では各生徒の実情に応じた「幅・奥行き・愛情のある生徒指導」を全教職員が粘り強く実践し、いじめを決して起こさないためにも、いじめ防止等の指導体制を構築し、真摯に取り組むことを大切にしている。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。
- ② 教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じていじめの防止に関する多様な取組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組みの方針・いじめの防止のための取組み・早期発見の在り方・いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には適切に調査し校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

いじめ防止等については地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組みを実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、計画的に実施する人権ホームルーム（本校では「生き方ホームルーム」という）などを通して生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。その際、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。